

佐賀県告示第三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により同法による医療扶助のための施術を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により同法による医療支援給付のための施術を担当させる機関として、次のとおり指定した。

平成二十三年二月十五日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
兵動やまと整骨院	佐賀市大和町大字東山田 二八三七番地五	平成二二・五・一
すずの気治療院	佐賀市兵庫町大字藤木三 二番地一 B 一 三	平成二二・五・二一
にいじ整骨院	佐賀市大和町大字尼寺一 四六七番地三	平成二二・三・三
からだ屋本舗整骨院	鳥栖市布津原町一四番地 一	平成二二・六・一
小池治療院	鹿島市大字納富分甲一八 七番地六	平成二二・六・一四
一心堂整骨鍼灸院	武雄市山内町宮野一 八 三番地一	平成二二・五・二三